



その「ぽちっ」ちょっと待って！ インターネットでトラブル!?



社会のデジタル化が進むことによって、消費者の情報収集ツールは多様化しています。SNS やオンライン消費の普及など、デジタル化によって便利になる一方で、新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスのリスクを理解し、ネットリテラシーや情報モラルなどを身に付けることが必要です。今回はデジタルサービスを利用する上で気を付けたいことを学びましょう！

※ネットリテラシー…インターネットを正しく使いこなすための知識や能力

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

事例 SNSやマッチングアプリで知り合った相手に簡単に儲かる投資をしないかと誘われ、言われるがまま、お金を送金してしまいました。その後相手とは連絡が取れなくなりました。



「簡単に儲かる」は落とし穴！そもそも投資はリスクが伴うものです。あまりにうまい投資話を持ちかけられた場合は勧誘の段階で信ぴょう性を疑いましょう。SNS やマッチングアプリなどのメッセージのやり取りだけでは勧誘者の実態がつかめないことが多く、相手と連絡がつかなくなった場合、被害の回復は困難です。

ネットショッピング

事例 実在の百貨店と同じ名前のサイトで、前から欲しいと思っていたブランド品が「閉店セール」と称して半額で販売されているのを見つけて注文した。クレジットカードで決済をしたが、注文完了メールが届かず不審に思い調べると、偽サイトであることが分かった。



百貨店が通販サイトで高級ブランド品を大幅に値引きして販売することは通常はありません。百貨店のロゴマークや名称が使用されていても偽サイトの可能性があります。販売価格が大幅に値引きされた広告や、販売業者の情報が記載されていないなどの偽サイトの特徴を知って、少しでも怪しいと感じたら購入しないなど、冷静に対応することが必要です。

⚠️ 偽サイトの特徴

- ・URL の表記がおかしい(正規サイトのURL と少しだけ異なるなど)
- ・事業者の所在地の記載がない(田んぼや畑、個人宅になっている)
- ・電話番号がなく、連絡方法が問い合わせフォームやフリーメールのみ
- ・一般に流通している価格より安い
- ・振込先が個人名

オンラインゲームなど

事例① 小学生の子どもがスマホゲームで50万円の課金をしていることが分かった、クレジットカードが登録された親のアカウントを利用してゲームをしていた

事例② 中学生の孫がスマホのライブ配信アプリで配信者への投げ銭^{*}に200万円課金していたことがわかった。無断でクレジットカードを持ち出し、登録していた

^{*}投げ銭…ライブ配信サービスの配信者を応援するため、オンライン上で課金すること



オンラインゲームなどに課金する場合のルールを家族で話し合いましょう。また、子どもが保護者の許可なく課金することがないように、保護者のアカウントを子どもに利用させないようにし、クレジットカードは無断で持ち出さないよう、管理しましょう。

💡 知っていますか？ 〈子どもが安全にスマホを利用するために〉

ペアレンタルコントロール^{*}の機能を利用することで、子どものアカウントでの課金を保護者が制限できます。

^{*}ペアレンタルコントロール
子どもにとって好ましくない内容のウェブサイトやコンテンツに対し、利用や閲覧の制限を設ける機能



その契約、定期購入になっていませんか？

事例

インターネットで「この広告は一度しか流れません。これを逃すとキャンペーンは適用されません」といったサブリメントの広告が流れ、急いで購入手続きをした。

1回目の商品が届いたが、体に合わなかったため解約しようとして連絡すると、定期購入になっており、残りを買わないと解約できないと言われた。

定期購入の販売サイトでは低価格であることが強調されている一方で、契約条件や解約方法などの表示が小さかったり、注意深く読まないで契約内容を認識しづらくなっています。通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、一方的に解約することはできません。事業者の利用規約などに従うことになります。

いざ解約しようとしても事業者に連絡が取れないトラブルもあります。

お役立ち!!

定期購入契約前の チェックリスト

トラブルにあわないために💡

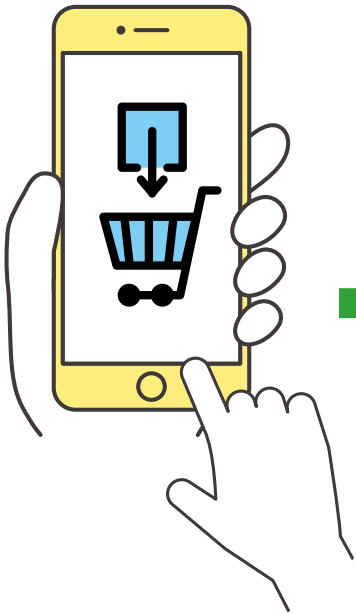
👉 チェックリストで必要な項目を確認しましょう 👈

「最終確認画面」のチェックリスト /

- 定期購入が条件になっていませんか？
- (定期購入が条件になっている場合、) 継続期間や購入回数が決めていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 解約条件を確認しましたか？
- 「最終画面」をスクリーンショットで保存しましたか？

※未成年者の場合は以下もチェック!!

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、保護者などの同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？



確定を押すと

契約成立

令和5年6月1日から

「電話勧誘販売」の規制対象拡大！

「通信販売」にはクーリング・オフ制度が適用されませんが、令和5年6月1日の特定商取引法の改正により、新聞広告やテレビCM、ウェブページなどの表示をきっかけに消費者から電話注文をした際に、広告に掲載されていない商品の購入を勧められた場合は、「電話勧誘販売」に該当することとなりました。きっかけが「通信販売」であっても、その後の流れがこの「電話勧誘販売」に該当するケースでは、クーリング・オフができる場合があります。

くらしに生かす消費生活通信講座

このたよりで学んだ知識を使ってクイズに挑戦！

もっとデジタルのことがわかるかも!?

問題はここから



【実施期間】3月31日(日)まで

最後まで問題を解いた市民に粗品をプレゼント📦
(11月30日(木)までに解答していただいた方)
<https://logoform.jp/form/T3Py/335395>

城陽市消費生活センター

城陽市本庁舎役所2階 商工観光課内

<窓口相談時間>

平日 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00

☎(56)4052または

☎188(最寄りの消費生活センターにつながります)

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/shouhi/>



広報じょうようの毎月15日には、くらしの中で遭いやすいトラブルなどを取り上げた『くらしの110番』を掲載しています。ぜひご覧ください。